

第三回 資金面の課題に関するワーキング・グループ議事要旨

日時：平成 25 年 8 月 21 日（水）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 8 階 822 会議室

議 事

- (1) 資金面の課題に関するこれまでの議論
- (2) 資金面の課題への対応について

(1) 内閣府から資料 1 に沿って資金WGにおけるこれまでの議論について説明。

(2) 資金面の課題について、内閣府から資料 2 及び 3 に沿って、共助社会づくりのマネジメント人材育成事業及び「共助社会の場（仮称）」作りに向けた取組（たたき台）について説明。また、資料 4 に沿って岸本委員から具体的な政策提案 Ver.2 について説明。主な意見は以下のとおり。

資料 2 についての主な意見は以下のとおり。

持続可能な組織とするためには、前提として市民ファンド・市民コミュニティ財団は何か、地域における社会の役割は何か、という内容を育成プログラムの中に盛り込む必要がある。

信金などの金融機関と市民ファンド・市民コミュニティ財団や NPO バンクが連携する形態の事業があってもよい。

ファンドレイジングや寄附といった場合に、全く関係のないノウハウ、例えば、マーケティングやパブリックリレーションなど NPO の枠を超えた知識が必要となってくる。そういったノウハウを有した団体と連携して支援していくことも検討するべき。

マネジメント人材育成事業がうまくいくためにも、例えば、後々効果策定可能となるような中期計画を最初に盛り込み、それに基づき成果を検証するというような、事業の成果の検証方法も検討するべきではないか。

資料 3 についての主な意見は以下のとおり。

同じようなネットワークづくりは中小企業庁の施策のミラサポにおいても、ネットワーク化のような取組が進んでおり、2つの施策が整理されることが望ましい。

地域で循環する資金の総量を増やすというところに焦点を絞った場づくりとしてはどうか。また、中間支援組織と記載されているところは、地域金融機関を位置付けて、地域金融機関にプラットフォームの役割を期待。地域の具体的な課題を一つ、二つ決めて、その課題解決に向けて具体的に議論していくのがよい。

地域の課題を解決するという視点からも、開催単位を都道府県単位で実施すると、課題がばらばらになりかねないので、市町村単位でも実施し、成功体験を作りながらそのモデルを発信することがいいのではないか。

資料4 についての内容及び主な意見は以下のとおり。

新しい公共支援事業で設立された市民ファンド・市民コミュニティ財団は、NPO法人への支援のための組織としての意味合いが強く、広く地域課題を地域が解決し、地域活性化のための寄附という視点が足りないため、資金の出し手（市民、地域企業・金融機関等）の巻き込みが足りない。

市民ファンド・市民コミュニティ財団設立主体のキャパシティビルディング支援事業（3か年）で実施する。設立・運営に関するコンサルテーション、研修、教育の費用の助成を1か所あたり150万円程度の支援で、全国10～20か所で支援する。また、キャパシティビルディングの取組に事務局が従事するための助成を実施してはどうか。

寄附文化推進のためには、より広い一般市民の巻き込みが必要であり、その「要」となる企業、経営者、金融機関、専門家、マスコミ等の寄附やNPOに対する理解を深め、市民ファンド・市民コミュニティ財団のパートナーとして参画していただくためのフォーラム「共助社会と寄附の役割(仮称)」を開催してはどうか。一般の市民ファンドにとっては、地域の経済同友会、商工会議所、税理士会などと一緒にフォーラムを開くのはハードルが高いので、国が率先してやる意義がある。全国規模で実施したコンテンツを共有し、地域でも開催していく。

みなし譲渡所得税の非課税特例措置の適用要件の見直しは長期的な取組として記録に残しておいてほしい。

フォーラムが開催されるのはすごく意味があり、その後各地でも実施できるような仕組みにつなげていきたい。寄附してよかったという成功体験を作るように使えないか。

フォーラムについては、土業等専門家が使えるような基本コンテンツを作成したうえで、内容はターゲットを絞って開催したほうがよいのではないか。

その他の議論、主な意見は以下のとおり。

資金面の課題を検討していく上で、NPO等の主となる収入として、寄附金収入が中心となるNPO等、事業収入が中心となるNPO等、寄附と事業の両方からバランスよく収入を得ているNPO等があり、課題を検討していく上で、NPO等の活動分野や事業の態様に応じて資金源が多様であることを前提として検討していくことが重要である。

本WGにおいては、NPO等の経済的な自立を目指した議論を行うが、経済的な自立とは、事業収入による運営のみを指すのではなく、継続的な寄附・会費収入による運営も指している。

信用保証制度のNPO等への拡大適用に際しては慎重に検討する必要がある。特に、緊急融資制度等が発動された際には、融資基準が緩和された結果としてデフォルトがかなり発生した。融資審査のノウハウのある営利企業相手でもそうであるので、金融機関側の理解が浅いNPO等に対して同様のスキームを導入した結果として、デフォルトが発生してしまうとNPO等全体の信頼を損ねてしまうため、保証制度を適用するにしても、現地調査の義務付けや、ハンズオン支援のプラットフォームをつくりあげるなど、確実性が担保されるような制度設計が必要である。

(以 上)